

会 議 名	第7回加美町まちづくり基本条例策定委員会
開催日時	平成28年1月29日(金) 午後3時～午後4時
開催場所	加美町役場 3階 第一会議室
出席委員	<p>【委員12人】</p> <p>徳永 幸之 委員 菅原 博志 委員 千葉 敬悦 委員 古川 隆 委員 佐々木 盛雄 委員 宮野 謙 委員 府田 政之 委員 竹中 要子 委員 近藤 義次 委員 高橋 さやか 委員 細谷 紀生 委員 門真 めぐみ 委員</p>
欠席委員	<p>【委員5人】</p> <p>松本 憲 委員、高嶋 信子 委員、渋谷 壽夫 委員、高橋 太治 委員 高橋 庸介 委員</p>
事 務 局	協働のまちづくり推進課 4名 鎌田課長、尾形係長、残間主査、中川主事
傍 聴 人	0人
次 第	<p>(1)開 会 (2)あいさつ (3)議 事 ①条例(素案)に対する意見募集結果について ②委員会報告書について (4)閉 会</p>
配布資料	<p><input type="checkbox"/>次 第</p> <p><input type="checkbox"/> (仮称)加美町まちづくり基本条例(素案)に関する意見と町の考え方(案)</p> <p><input type="checkbox"/> 加美町まちづくり基本条例策定委員会報告書</p>

【会議録】

委員長	<p>【あいさつ】</p> <p>みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。この策定委員会もいよいよ大詰めということで、パブリックコメントのご意見を見て議論していただき、最終的な案という形でまとめさせてもらえればと思います。そういう意味で、最後の委員会になりますので、委員のみなさんにご審議していただき正案とさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。本日の欠席者についてですが、高嶋信子委員、高橋太治委員、高橋庸介委員から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>～配布資料の確認～</p> <p>それでは、委員長を議長としまして、議事の方を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>【議 事】</p> <p>(1) 条例（素案）に対する意見募集結果について</p> <p>次第に従いまして進めさせていただきます。まずは、(1)の条例（素案）に対する意見募集結果について。パブリックコメントの結果を事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料「(仮称)加美町まちづくり基本条例（素案）に関する意見と町の考え方（案）」に基づき説明。</p>
委員長	<p>ご説明ありがとうございました。非常にたくさんのご意見をいただきました。最初の方は、ちょっと誤解があるのかなというような意見でございます。参政権に関するご意見ですが、こちらとしてはまちづくりに関する事項を定めており、参政権ということとはまた違うのかと思います。</p> <p>ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員長	<p>最初の方の質問についてですが、仙台市でも市民の定義で、住所を持たない人を含めるのはどうなのかという議論がありました。参政権という部分とまちづくりという部分、このあたりが人によっては同一視してしまうのかもしれない。その中で、私が若干気になりましたのは、前文の中で「～自治の最高規範として加美町まちづくり基本条例を定め～」という表現をしています。自治の最高規範というと、ちょっと違う、いいすぎなのかなという気がします。条文のほうでは、「まちづくりに関する基本的事項を定める」としています。そこに合わせて「まちづくりの最高規範」と</p>

委員	<p>した方が無難だと思いますが。</p> <p>今、委員長からありました最高規範についてですが、自治全体ではなく、まちづくりではということでした。まちづくりの考え方なので、住民主体を考えていく上でいいのかなと思います。あと、最初の方のパブリックコメントの意見ですが、何を考えてこういった質問をされているのか分かりません。まちづくりの基本条例をもっと問題が大きく、人を縛るような感じの考えで捉えられていると思われます。ですので、この部分はこれでいいと思います。</p>
委員	<p>委員長は、他の自治体でもこういった条例づくりに関わっていると思います。例えば、今回のパブリックコメントで外国人の参政権について反対意見がありますが、あまりにもがんじがらめといいますか、そういったことにこだわりすぎているのではないのでしょうか？これはあくまでもまちづくりのルールを決める条例です。そこまでこだわってきっちり決めないといけないのでしょうか？他の町では、外国人はだめであくまでも町民のみですよというような作り方をしているのでしょうか？</p>
委員長	<p>町外の人を含めるのか含めないのかは半々くらいだと思います。多少意見が分かれているところではありますが。ただ、住民の中にも既に外国人はいます。ですので、住民として外国人も考えましょうという意識の方が多い気はします。総合計画の中で、外国人にもっとやさしくしましょうと謳っている例もあります。ただ、条文としてしまうといろんな解釈をしてしまいます。ここで議論している委員のみなさんは、趣旨、条文の持つ意味合い、何を指して条例を作ったのかなど共通認識はあり、ご理解いただけていると思いますが、中には字面だけ捉えて反論してしまう人もいます。</p>
委員	<p>第2条の（1）についてです。「及び」が条文に入っていますが、これをどこにどのように入れたらいいのかについてです。私もちょっと分からないのですが、まず「町内に通勤又は通学する者及び～」ここに1つ。あと「町内で事業を営み、及び～」で、ここでは「、及び」です。「及び」と「、及び」ではだいぶ違うと思います。</p> <p>あともう1点。似たようなことですが、第21条の「及び」について。「町出身者、有識者及び～」ここで1つ使っています。あと、「加美町に関心を持つ町外の人々との連携及び交流～」で使っています。ここでの「及び」は町外の人々との連携と交流を接続するために使っていると思いますが、この「及び」の使い方です。私もちょっと分からないのですが、これでいいのでしょうか？</p>

事務局	<p>「及び」の使い方ですが、まず第2条の(1)についてです。ここでは、「町内に通勤する人、町内に通学する人」という括りと、「町内で事業を営む人、活動する法人その他の団体」という括りがありますので、このような「及び」の使い方をしています。あと、第21条ですが、まず連携と交流の対象となる人として「町の出身者、有識者、加美町に関心を持つ町外の人々」という括りの中での「及び」です。もう1つは、連携と交流をするという括りの中で「及び」を使っています。</p>
委員	<p>第2条の(2)があります。ここでの「及び」の使い方はいいと思います。(1)では、なぜ2つ使っているのでしょうか？</p>
事務局	<p>「及び」が何回も続くような場合には、「並びに」を使うことがあります。ここは、「並びに」を使うとすっきりすると思います。ただ、第21条については、2～3の並列となりますので、このままでいいかと思います。第2条(1)については、「並びに活動する法人～」とするとすっきりすると思います。ご指摘のとおり「及び」が多かったかと思います。よろしければ、ここは「並びに」ということで使い分けをさせていただければと思います。条例でも、こういった使い方をしていきますので、改めさせていただきます。</p>
委員長	<p>「、及び」となっているのも紛らわしいと思います。</p>
事務局	<p>この辺りは、法制担当者と協議させていただければと思います。</p>
委員	<p>同じものが2つ、3つと続く場合は、「、」でもいいのではないのでしょうか？第2条(2)でもそうしていますし。あと、第21条もちよっと分かりません。</p>
事務局	<p>この使い方に問題ないと思います。ただ、読みやすいとか読みにくいということがあるとすれば、先ほどお話ししたとおり法制担当者と最終的な形を検討させていただければと思います。</p>
委員	<p>第21条の場合は、「町出身者、有識者及び加美町に関心を持つ」で切るのですか？</p>
事務局	<p>「加美町に関心を持つ町外の人々」までです。</p>
委員	<p>読めば読むほど分からなくなります。</p>

事務局	<p>「町出身者、有識者、加美町に関心を持つ町外の人々」までが1括りで、この人たちと連携、交流していくということです。</p>
委員長	<p>法律用語の書き方の部分で、一般的には馴染みがないと思います。なので、一般的には「連携及び交流」ではなく、「連携と交流」とした方が分かりやすいかもしれません。法律用語の書き方というものがありますが、町民にとって分かりやすいものにしていただければと思います。</p> <p>その他いかがでしょうか？</p>
委員	<p>10月の委員会でもお話しましたが、第20条の関係です。パブリックコメントでも意見があり、町としての回答もここにありますが、私は以前の委員会でも住民投票は法で定めているので、あえてここに必要ないのではと意見しました。パブリックコメントの回答を見ると改めて念をおしたという感じがしますが、本当に必要なのでしょうか？</p> <p>2つ目は、前文のところですが、前回と比べるとだいぶカットされています。その経過ですが、議会や区長会などでいらないとか何か意見があったのでしょうか？せっかく作っていたのに今はすっきりとしてしまっています。その辺りの修正した経過説明をお願いします。この2点についてです。</p>
事務局	<p>まず前文についてです。報告書のP16～17をご覧ください。前回の委員会が10月16日にあり、その段階ではまだ前文が違った内容でした。その後の職員によるワーキンググループだったり、課長による委員会などで協議していただきまして、前文について全体的に見直す必要があるという意見をいただきました。そして、このような形になりました。その辺の経過につきましては、この委員会で修正した部分は赤書き、課長の委員会で修正した部分は緑書きなどとした資料を12月にみなさんに送付させていただきました。また、議会や区長会からのご意見は特にありませんでした。町民懇談会で、町民憲章を活用したらどうかというご意見もありましたので、そういったことも踏まえて検討した結果、今の形になっております。</p> <p>住民投票については、ご意見のとおり地方自治法上で直接請求というものがございます。条例の制定、改廃などをその規定に基づいて実施するという方法です。今回、まちづくり基本条例を作るのは、住民、議会、町が協働でまちづくりを推進していくというのが主眼です。そういったことから、町の大きな問題が出ているんな議論を重ねていく中で、最終的には町長と議会で決めることとなりますが、その前に町民の意見を聞く場を求めべきだという考えからここに入れていきます。住民の意志を尊重する機会</p>

<p>委員</p>	<p>という意味でもあります。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ、住民投票をやることを想定しているわけではないですよね？</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>まちづくりの中で住民投票にかけるような問題、例えば指定廃棄物に関する事で、議会と町長は受け入れをするなどと町民と相反するようなことがあればありえると思いますが、そのようなことがない限りはしないですよ？住民投票はまさに対立ですから。あえて、まちづくりのところに入れることがそぐわないと感ずるので。</p>
<p>事務局</p>	<p>住民投票を実施するとなるとお金もかなりかかりますので、簡単にできるものではありません。そのために、今回の条例では事案が出た都度ごとに条例案を作って、それを議会に上程して審議してからとなります。先進自治体の中では、常設型で要件さえ満たせばすぐに住民投票ができるというところもありますが、そこまではしなくていいのかなと思っています。住民投票があることを想定して盛り込んでいるわけではありません。ただ、将来的にはどうなるか分からないこともありますし、住民の意志を尊重するという事で盛り込んでいます。</p>
<p>委員</p>	<p>住民投票をすることになったら終わりだと思います。99.999...%あつてはだめだと思います。こういうのをあえて条文に入れるのはどうなのかなと思います。委員長どうでしょうか？</p>
<p>委員長</p>	<p>できる可能性を残すというか、そういう可能性を持つておくという意味での条文かなと思います。実際にやるとなると議会で条例が議決されないといけないので、その段階でいろいろ議論させると思います。その過程で、住民投票をするまでもなく、決まっただけであればありがたいのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>委員のおっしゃるとおりないに越したことはないと思います。ただ、行政のことをいうと首長はいつ変わるか分かりません。どういう問題がこれから起こるのか、私たちの予測を超える問題が起きるのか、緊急事態というわけではありませんが、住民投票ということもありうるということを想定しておく必要はあると思います。今の段階では、当面必要はないと思いますが、この先を考えると。特に人口減少が進んでいますが、そういったときに、土地や施設の問題、〇〇〇が必要だ、など論議する芽はないわけではありません。今後どうなるのか分かりませんが、そういう意味では、</p>

	<p>残すというところ少しおかしいかもしれませんが、ここに必要な事項なのかと思います。</p>
委員長	<p>具体的な条例案の中身に入っているような感じですが、併せて議論することよろしいでしょうか？もし、(2) 報告書の内容について追加で説明があれば事務局から説明していただき、そのあとに議論したいと思います。</p>
事務局	<p>(2) 委員会報告書について 資料「加美町まちづくり基本条例策定委員会報告書」に基づき説明。</p>
委員長	<p>先ほどのパブリックコメントも含めて、最終的に議論していただきたいと思います。パブリックコメントの回答の仕方ですが、ここでこのとおりでいいとか、承認しましたということは必要ないのでしょうか？</p>
事務局	<p>みなさんにはこれまでご協力いただいた経緯もございますので、お願いします。</p>
委員長	<p>それでは、パブリックコメントの回答はこの内容でよろしいでしょうか？</p>
	<p>～委員から了承の声～</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>1点だけ確認です。内容はこれでいいのですが、パブリックコメントの位置づけについてです。これから町長や議会に提出することになるとは思いますが、そうした際にこの回答に対する問題視などはされないのでしょうか？</p>
事務局	<p>特に問題ないと思います。いろんなご意見をいただきましたが、誤解をされている部分もありますので、誤解を解くような説明をするしかないのかなと思います。</p>
委員	<p>今、行政の手続きの中でパブリックコメントを求めるというのは常識になってはいますが、公的に正論の回答を出してくれるけど、どうせやらないんでしょ？みたいなこともあるかと思います。たまたま聞いた話ですが、町としてきちんと回答されたけど、本当にこの方向でやろうとしている気配が見えないとか、あとで町民が不思議がるような、本当にやる気あった</p>

	<p>のかなということもあつたりすると聞いたりします。今回も条例に関して、パブリックコメントで意見をいただいた方々に、誤解のないように受け止めてもらうようにする必要はないのでしょうか？パブリックコメントはただ意見を聞くだけと捉えられがちなので、そこに留意しておく必要があるのかと思います。</p>
委員長	<p>パブリックコメントの回答は公表するわけですよね？</p>
事務局	<p>ホームページ上で公開します。</p>
委員長	<p>意見に対して、〇〇の理由で反映しなかった際に、反論する人は出てくるかと思しますので、難しいと思いますが。</p>
委員	<p>これ以上論争するのちょっと変だし、議論がエンドレスにならないようにしなくてはなりません。</p>
事務局	<p>その辺は慎重に対応していきたいと思います。</p>
委員長	<p>これがSNSだとどんどん広がって行って、炎上とかになってしまうかもしれません。今回は公式ホームページ上で公開ということですので、そこでストップすると思います。水面下でどうなるかということはあるんですが。</p> <p>今回のパブリックコメントの対象者は「町民等」となっております。今回の条例のように町民の定義をしっかりと決めて、それに基づいてということもできると思います。</p>
事務局	<p>パブリックコメント実施要綱では「町民等」となっており、基本的には基本条例の「町民の定義」と同じです。</p>
委員	<p>最後になりますが、第23条の見直しの部分です。見直しをする場合は、またこのメンバーが集められるのでしょうか？</p>
事務局	<p>その辺りは、必要な時期になりましたら体制を検討して、委員会などが必要となればメンバーは検討させていただきます。今のところは引き続きお願いするという事は考えていません。</p>
委員長	<p>報告書の内容については、先ほどの文章が読みづらい点、法律文章的な確認をして、より分かりやすく誤解のないようなものにしたいと思います。従って、若干の修正はあるかもしれませんが、基本的にはこの内容で</p>

委員長	<p>町長に報告するという形ではよろしいでしょうか？</p> <p>～委員から承認の声～</p> <p>ありがとうございます。それでは、最後の委員会でしたが、7回に渡る会議やワークショップなど様々な形で議論していただきありがとうございました。条例案をこのようにまとめることができ、私としてもほっとしております。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>【委員会終了後、加美町まちづくり基本条例策定委員会報告書手交式を開催。委員長から町長へ本条例素案を提出しました。】</p>
-----	--